

「FiT24利用規約」新旧対照表

現行規約	変更後規約
第1条 適用範囲 ～ 第2条 会員制度 (略) 第3条 入会資格 本施設の入会資格は以下の通りとし、その項目すべてに該当する方でなければ、会員になることができません。 1 本規約等を遵守する方。 2 高校生を除く満18歳以上の方。 3 一部店舗で実施している「高校生会員」は、15歳以上(15歳に達した日以後、最初の4月1日を迎えた方)18歳以下(18歳に達した日以降、最初の3月31日を迎えるまで。誕生日が4月1日の方は、18歳に達する誕生日の前日まで。)の方で、親権者と同伴で所定の手続を店舗で行っていただける方。なお、全ての手続は親権者の同意のもと当社所定の方法で行い、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約等に基づく責任を高校生会員本人と連帯して負うものとします。 4 タトゥー・タトゥーシールがある方で、店舗責任者の審査の上で館内何れの場所においても見えないように隠していただける方。 5 暴力団その他反社会的な組織に所属していない方。 6 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がない健康状態であると当社に誓約いただいた方。 7 妊娠中でない方。 8 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有していない方。 9 地震や火災などの緊急事態の際に自己対応できる方。 10 介助の必要がなく、一人で安全に運動できる方。 11 過去の会費、事務手数料又は利用料等の未払いのない方。 12 過去に当社から除名されていないなど、当社が会員として適切と認めた方。 13 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。ただし、キャンペーン等を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に定める在籍条件期間が終了した後から休会を開始することができます。 第4条 入会手続 ～ 第9条 会員以外の方の施設利用 (略) 第10条 休会 1 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。ただし、キャンペーン等を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に定める在籍条件期間が終了した後から休会を開始することができます。 2 会員は、当社所定の方法で休会手続を行い、毎月の休会費を支払うことで休会することができます。 3 会員は、各月19日までに休会の手続を完了した場合、翌月の1日から休会することができます。なお、手続の完了が20日以降になる場合は、翌々月の1日から休会することができます。 4 休会開始日から休会終了日までの休会中は、月会費の支払いを免れるものとします。また、オプション契約は解約となります。なお、休会開始日までの月会費及びオプション料金は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。 5 休会中の会員は、各月19日までに休会終了の手続を完了した場合、翌月の1日から復帰することができます。なお、手続の完了が20日以降になる場合は、翌々月の1日から復帰することができます。 (新設) 第11条 退会 (略) 第12条 相互利用 会員は「入会日」から30日経過した後、契約プランに応じて、所属する店舗以外の本施設を利用することができます。 第13条 所属本施設の変更・移籍 1 <u>当社は、所定の基準に基づき、会員が所属の本施設より他の特定の本施設を主に利用していると判断した場合は、自動的に会員を移籍させることができます。なお、移籍の通知は会員マイページで行うものとします。</u> 2 <u>会員は移籍が行われた場合は、次の事項を承諾するものとします。</u> ①移籍後の所属本施設が定める基準に従って会費等を支払う必要があること。なお、移籍前よりも会費等が高額になる場合があります。 ②移籍前の所属本施設におけるロッカー利用等の付随契約は、移籍後の所属本施設には引き継がれないこと。 (新設) (新設)	第1条 適用範囲 ～ 第2条 会員制度 (略) 第3条 入会資格 本施設の入会資格は以下の通りとし、その項目すべてに該当する方でなければ、会員になることができません。 1 本規約等を遵守する方。 2 高校生を除く満18歳以上の方。 3 一部店舗で実施している「高校生プラン」は、15歳以上(15歳に達した日以後、最初の4月1日を迎えた方)18歳以下(18歳に達した日以降、最初の3月31日を迎えるまで。誕生日が4月1日の方は、18歳に達する誕生日の前日まで。)の方で、親権者と同伴で所定の手続を店舗で行っていただける方。なお、全ての手続は親権者の同意のもと当社所定の方法で行い、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約等に基づく責任を高校生会員本人と連帯して負うものとします。 4 タトゥー・タトゥーシールがある方で、店舗責任者の審査の上で館内何れの場所においても見えないように隠していただける方。 5 暴力団その他反社会的な組織に所属していない方。 6 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がない健康状態であると当社に誓約いただいた方。 7 妊娠中でない方。 8 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有していない方。 9 地震や火災などの緊急事態の際に自己対応できる方。 10 介助の必要がなく、一人で安全に運動できる方。 11 過去の会費、事務手数料又は利用料等の未払いのない方。 12 過去に当社から除名されていないなど、当社が会員として適切と認めた方。 13 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。ただし、キャンペーン等を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に定める在籍条件期間が終了した後から休会を開始することができます。 第4条 入会手続 ～ 第9条 会員以外の方の施設利用 (略) 第10条 休会 1 会員は入会后、入会月の翌々月以降に休会を開始することができます。ただし、キャンペーン等を適用して入会した会員は、キャンペーン毎に定める在籍条件期間が終了した後から休会を開始することができます。<u>休会制度の詳細は当社ホームページに掲載します。</u>https://www.fit24.jp/qa/ 2 会員は、当社所定の方法で休会手続を行い、毎月の休会費を支払うことで休会することができます。 3 会員は、各月19日までに休会の手続を完了した場合、翌月の1日から休会することができます。なお、手続の完了が20日以降になる場合は、翌々月の1日から休会することができます。 4 休会開始日から休会終了日までの休会中は、月会費の支払いを免れるものとします。また、<u>会員個別に付与されている特典(永久割引・長期在籍特典・飲み放題カフェオプション・水素水無料)の権利は保持されますが、すべてのプラン契約及びオプション契約は解約となります。</u>なお、休会開始日までの月会費及びオプション料金は、施設利用の有無を問わず、その支払義務を負います。 5 休会中の会員は、各月19日までに休会終了の手続を完了した場合、翌月の1日から復帰することができます。なお、手続の完了が20日以降になる場合は、翌々月の1日から復帰することができます。 6 <u>休会から復帰する際は、あらかじめプラン契約が必要です。なお、選択できるプランは、休会復帰時に新規申し込みが可能なプランに限られるものとし、休会前のプランを選択できない場合があります。</u> 第11条 退会 (略) 第12条 相互利用 会員は「入会日」から_____、契約プランに応じて、所属する店舗以外の本施設を利用することができます。 第13条 所属本施設の変更_____ 1 <u>所属本施設の変更を希望する場合、会員は当社所定の申請方法に従って申請を行い、当社の承認を得るものとします。なお、所属本施設の変更、契約ロッカーの使用等の効力発生日については、所定の申請フォームに記載します。</u> 2 <u>所属本施設の変更後は、変更後の所属本施設の月会費及びオプション料金等が適用されるものとし、所属本施設の変更に伴い月会費及びオプション料金等が増額となる場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。</u> 3 <u>所属本施設の変更に締結された契約ロッカーは、変更後の所属本施設には引き継がれず、変更後の所属本施設での新規申し込み手続きが必要となります。</u> 4 <u>施設の閉鎖・変更、その他事情に照らして合理的かつ相当であると当社が判断した場合、所属本施設を当社の判断で変更することがあります。この場合、当社は当該会員に対して、事前に合理的な方法によりその旨を通知するものとし、当該会員には前二項が適用されるものとします。</u> 第14条 会員資格の喪失 ～

「FiT24利用規約」新旧対照表

現行規約	変更後規約
第14条 会員資格の喪失 ～ 第23条 通知連絡 (略) 第24条 発効 本規約は2019年4月1日より発効いたします。 <u>改訂版は2024年6月10日から発効いたします。</u> 改訂版は2024年10月21日から発効いたします。 以上 株式会社快活フロンティア 2024年10月21日 改訂	第23条 通知連絡 (略) 第24条 発効 本規約は2019年4月1日から発効いたします。 <u>改訂版は2025年8月1日から発効いたします。</u> 以上 株式会社快活フロンティア 2025年8月1日 改訂